



Shell HELIX ULTRA EURO 5W-30

シェル ヒリックス ウルトラ ユーロ 5W-30

— 超高性能 最高級ガソリンエンジン油 —

シェルヒリックスウルトラユーロ5W-30は、シェルグループ独自の化学合成テクノロジーから生まれた超高粘度指数のベースオイルと、添加剤配合技術から生まれたガソリン・ディーゼルともに使用可能な全合成油です。

F1をはじめとするモータースポーツの最高峰で磨かれたパフォーマンスを体感いただけるよう、高いレベルのエンジン保護性能と清浄性能を両立させています。また欧州の自動車メーカーの認証を取得していることから、国産車・輸入車を問わずハイパフォーマンスな車両に適しています。

規格分類

API SN ACEA C3

取得認証

BMW LL-04 メルセデスベンツ MB229.31/229.51 フォルクスワーゲン VW504.00/507.00

■シェルヒリックスウルトラユーロ5W-30の特徴

1. 欧州車にも適しています

シェルヒリックスウルトラユーロ5W-30は、欧州車向けのオイル規格であるACEA C3に合格していることに加え、主要な欧州車メーカーが定めているエンジンオイルの認証を取得していることから、欧州車ユーザーの方にも安心してご使用いただけます。またガソリン・ディーゼルいずれも使用可能なオイルです。

2. 高温、高負荷条件下でも高いエンジン保護性能を有しています

シェルグループ独自の化学合成テクノロジーから生まれたベースオイルと、添加剤の卓越した配合によって、極めて高い高温酸化安定性と油膜保持性を有していることから、耐久性・耐摩耗性に優れています。エンジン内部にスラッジが生成することを抑え、常にクリーンな状態に保つことでエンジンの性能低下を防止します。

シェル ヒリックス ウルトラ ユーロ 5W-30 代表性状							
項目 粘度 グレード	密度 (15°C) g/cm ³	引火点 (開放式) °C	流動点 °C	動粘度 mm ² /s		色 (ASTM)	粘度 指数
				@40°C	@100°C		
5W-30	0.838	230	-45.0	62.1	11.6	L3.0	185

* 代表性状値は、商品の改定により、予告せずに変更される場合があります。(2024-02)

シェル ヒリックス ウルトラ ユーロ 5W-30 の販売荷姿 : 20L ペール缶

■使用上の留意事項

- ・他銘柄との混合は避けてください。混合することによりオイルの性能を低下させる場合がありますので、全量交換してのご使用をおすすめします。
- ・オイル中にゴミ・ほこり・砂・水などが混入するとオイルポンプの効率を低下させたり、摩耗を促進しますので、保管・管理には充分注意してください。
- ・オイルの寿命はオイルの品質の他に、エンジン型式・オイルパン容量・オイルフィルターのタイプ・運転条件などによって異なります。
- ・極端な気温条件下での運転や、オイルを交換しないまま長期間使い続けることは、エンジンに悪影響をおよぼす恐れがありますのでご注意ください。
- ・推奨規格は各車付属の取扱説明書をご参照ください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけでなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合もありますので、製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルブカスターサービスセンターまでお問い合わせください。

※本資料は、事業者様向けに作成されたものです。



取扱上の注意

▼下記の注意事項に従ってお取扱ください。

【安全対策】	<ul style="list-style-type: none"> ・使用前にカタログ、SDSを入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・取り扱う際は保護具を使用すること。
【応急措置】	<ul style="list-style-type: none"> ・飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。 ・無理に吐かせないこと。 ・飲み込むと下痢・嘔吐を起こすことがあります。 ・目に入ると炎症を起こすことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低15分間洗浄し、医師の手当てを受けること。 ・皮膚に触れると炎症を起こすことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹸で十分に洗うこと。
【保管】	<ul style="list-style-type: none"> ・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。 ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。
【廃棄】	<ul style="list-style-type: none"> ・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

Ver.1. 2024.02.01